

経営相談申込書

経営相談をご希望の方は、本申込書をご記入の上、FAXを送信ください

受付窓口

公益財団法人ひろしま産業振興機構 広島県よろず支援拠点

FAX 082-249-3232

年 月 日

相談希望日	第1希望	年 月 日 時から	相談希望場所	①広島本部（広島市中区千田町3-7-47 広島県情報プラザ1F）			
	第2希望	年 月 日 時から		②福山サテライト（福山市三吉町1-1-1 広島県福山庁舎内）			
	第3希望	年 月 日 時から		③その他（出張相談会場）ご記入ください ▶			
相談申込者	会社名	フリガナ					
	所在地	〒 -					
	TEL	- -	連絡可能な時間帯				
	FAX	- -	E-mail	@			
	ご担当者	役職又は所属部署				氏名	フリガナ
業種事業内容							
会社規模	資本金	万円	売上高	万円	従業員数	名	

よろず支援拠点を知った紹介元に ☒ を入れてください

☐ 金融機関 ☐ 都道府県 ☐ セミナー等 ☐ 商工会議所等 ☐ その他（ ）

よろしければ紹介元をご紹介ください。

紹介元		担当部署	
-----	--	------	--

紹介元に対し、相談内容等の可否をお答えください。

相談申込者名の情報提供	可 ・ 否	相談内容等の情報提供	可 ・ 否
-------------	-------	------------	-------

相談内容	
------	--

※広島県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項については、経営相談申込書裏面をご覧ください。

広島県よろず支援拠点の利用にあたり、裏面の留意事項について了承しました。	年 月 日 氏 名
--------------------------------------	-----------

お問い合わせ

広島県よろず支援拠点

082-240-7706

✉ h-yorozushien@hiwave.or.jp 【相談時間】8時30分～17時まで（土日祝除く）

※お急ぎの方、若しくは、上記の電話番号につながりにくい場合は、こちらの電話番号におかけ直してください。TEL082-240-7701

詳しくはホームページをご覧ください。

広島県よろず支援拠点

検索

広島県よろず支援拠点ご利用にあたっての留意事項

ご利用にあたりまして、以下の事項について予めご了承ください。

1. よろず支援拠点での相談について

広島県よろず支援拠点は、中小企業・小規模事業者、NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等の中小企業・小規模事業者に類する方、創業予定者等を対象に、売上拡大、経営改善をはじめとする様々な経営に関する相談をお受けする無料の経営相談所です。アドバイスに基づき行為を行うか否かの判断は、利用者の責任で行ってください。また、相談内容に応じて、適切な他の支援機関や外部専門家を紹介する場合があります。なお、行政手続き、融資手続き、助成金の申請手続きといった実務代行は行っておりません。

2. 企業情報、個人情報及び相談内容等の取り扱いについて

公益財団法人ひろしま産業振興機構（広島県よろず支援拠点の実施機関）は、営業秘密及び個人情報の取り扱いについて関連法令を遵守しますが、次の点について予めご了承ください。

- ①広島県よろず支援拠点は、国の施策として、経済産業省、よろず支援拠点全国本部（中小企業基盤整備機構）、公益財団法人ひろしま産業振興機構が連携・協力して運営している事業です。
- ②お伺いした内容（個人情報を含む）については、本事業の円滑な遂行及び事例や実態等の調査・分析のために、①に掲げる者及び全国のよろず支援拠点で共有されます。
- ③本事業の円滑な遂行と改善のため、アンケート調査等を実施することがあります。その際、お伺いした企業情報・個人情報を利用する場合があります。また、今後当機構からセミナー等の情報をお送りすることもあります。予めご了承ください。

詳しい説明は以下をご覧ください。

- 広島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は、アドバイス内容の完全性・有用性・確実性・適合性等について、いかなる保証をするものではありません。また、アドバイスに基づいた利用者の行為によって、利用者及び第三者にどのようなトラブルや損害が発生したとしても、広島県よろず支援拠点、チーフコーディネーター及びコーディネーター等は一切の責任を負いません。
- 利用者に次のいずれかに該当する行為があった場合、利用者に事前に連絡することなく相談を中止し、今後の利用をお断りする場合があります。
 - ①脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為、②大声・奇声を発するなどして相談業務を害する行為、③不必要に性的及び身体上の事柄に関する言動をする行為、④宗教活動又は政治活動等並びに宗教団体又は政治団体等への勧誘行為、⑤物品・サービス等の営業行為、⑥広島県よろず支援拠点が相談業務の運営上、支障をきたすと判断した行為。
- 利用者は次のいずれかに該当する反社会的勢力に該当せず、今後においても反社会的勢力との関係を持つ意思がないことを確約したうえで相談に申し込むこととし、同意できない場合、または真実と異なる表明をされた場合は、広島県よろず支援拠点の利用をお断りいたします。
 - ①暴力団、②暴力団員・準構成員、③暴力団関係企業、④総会屋等、⑤社会運動等標ぼうゴロ、⑥特殊能力暴力集団等